

環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成25年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成25年度における調達の目標

平成25年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成19年12月7日閣議決定）以下（基本方針）という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、インジェットカラープリンター用途工紙) 印刷用紙(カラー用紙を除く) 印刷用紙(カラー用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー（汎用型）
ステープラー（汎用型以外）
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー
（ウェットタイプ）
OAクリーナー
（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
（FD・CD・MO用）
OAフィルター

丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）
（補充用を含む）
のり（澱粉のり）
（補充用を含む）
のり（固形）
のり（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
マウスパット
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用
イレーザー
額縁
ゴミ箱

リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 (手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付用・ 首下げ型) 鍵かけ (フックを含む) チョーク グラウンド用白線 梱包用ボンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. OA機器

コピー機等(コピー機 、複合機、拡張性のあ るデジタルコピー機) 電子計算機 プリンタ等(プリン タ・ファクシミリ 兼用機) ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ	平成25年度に購入する物品及び平成25年度より新たに賃貸借契約を 行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型 充電式電池 電子式卓上計算機 掛時計 トナーカートリッジ インクカートリッジ プロジェクター	
---	--

5. 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------	------------------------------

6. 家電製品

電気冷蔵庫等(電気冷 蔵庫、電気冷凍庫、電気 冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式 冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

8. 温水器等

ヒートポンプ式 電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

9. 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした 内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 一般公用車

(2) 一般公用車以外の自動車

- ・ (1) (2) とともに、調達する場合は、判断基準を満たす自動車を100%調達する。

10-2 ITS対応車載器

ETC対応車載器 カーナビゲーションシステム	調達の予定はない。
---------------------------	-----------

10-3. 4 タイヤ・エンジン油

一般公用車タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

11. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 制服・作業服

制服 作業服 帽子	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------------	--------------------------

13. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド カーペット (タフテッドカーペッ ト、タイルカーペット、 織じゅうたん、ニード ルパンチカーペット)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達にあたっては、基本方針 の判断基準を満たし、かつ、再生ポリエステルができる限り多く使用さ れている製品を選択する。
---	--

毛布等 (毛布、ふとん) ベット (ベットフレーム、 マットレス)	
---	--

14. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達にあたっては、基本方針の判断基準を満たし、かつ、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

16. 設 備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達の予定はない。
--	-----------

17. 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

テント	
ブルーシート	
一次電池	
非常用携帯燃料	
作業用手袋	
携帯発電機	

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械・工法及び目的物を使用する場合は、原則として基本方針に定める判断基準を満足するものを使用する。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で、検討するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標100%とする。
庁舎管理	調達目標100%とする。
植栽管理	調達目標100%とする。
清掃	調達目標100%とする。
機密文書処理	調達の予定はない。
害虫防除	調達の予定はない。
輸配送	調達目標100%とする。
旅客輸送	調達の予定はない。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業 を行う小売業務	調達の予定はない。 調達の予定はない。
クリーニング	調達の予定はない。
飲料自動販売機設置	調達目標100%とする。
引越輸送	調達目標100%とする。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の平成25年度に調達を推進する環境物品等及びその

調達の目標

1. 上記のほか特定調達品等以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。

Ⅲ. その他環境物品等の調達に関する事項

1. 本調達方針は法人全体を対象とする。
2. 調達の実績は、毎年度取りまとめ、法人ホームページで公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を使用するよう働きかける。
6. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
7. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部会計課とする。